

長崎市利用者負担額【保育料】

【 】内はひとり親世帯、世帯員に障害者がいる世帯

階層		区 分		3 号		1 号・2 号
1号認定	2・3号認定			保育標準時間	保育短時間	
A	A	生活保護世帯		0 円	0 円	0 円 (副食費も 免除)
B	B	市民税非課税世帯				
	C	C	非課税	16,000 円 【7,500 円】	14,400 円 【6,700 円】	
48,600 円未満						
D 1	D 1	市民税所得割課税額	77,101 円未満	24,000 円 【9,000 円】	21,600 円 【8,100 円】	0 円 (副食費は実費負担) ※ 第3子以降は免除 (P17 参照)
			97,000 円未満	24,000 円	21,600 円	
D 2	D 2		169,000 円未満	37,000 円	33,300 円	
D 3	D 3		301,000 円未満	47,000 円	42,300 円	
D 4	D 4		397,000 円未満	51,000 円	45,900 円	
D 5	D 5		397,000 円以上	58,000 円	52,200 円	

(注 1) 年度途中で満 3 歳になり、3 号から 2 号になった場合でも、**年度末までは 3 号認定の保育料**となります。

(注 2) 市民税所得割課税額は、住宅借入金等特別税額控除・ふるさと納税（寄付金）控除などの**税額控除（調整控除除く）前の税額**となります。

(注 3) 利用者負担額【保育料】は、主に父と母（場合によっては、祖父又は祖母）の市民税所得割課税額の合算額で計算します。

多子世帯の負担軽減措置

次の条件に当てはまる場合は、保育料を 0 円とします。

- ・ **小学校就学前の範囲**において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に 2 人目以降は 0 円とします。ただし、**市民税所得割課税額 97,000 円未満 (D1 階層以下) の世帯は、同一世帯の最年長の子ども（概ね満 18 歳までの子ども）**から数えて、2 人目以降は 0 円とします。

副食費（おかず・おやつ代）の実費徴収について

幼児教育・保育の無償化が令和元年 10 月 1 日から始まり、保育料については無償化されましたが、これまで保育料に含まれていた副食費（おかず・おやつ代）は、実費を各施設に支払うこととなります（世帯状況により免除される場合があります。「イ副食費の免除」参照）。

なお、3号認定の子どもについては、従来どおり給食費が保育料に含まれていますので、実費額の負担はありません。

・ 支払い先

各施設（金額についても各施設が設定します）

・副食費の免除

①年収 360 万円未満相当(市民税所得割課税額 77,101 円未満)世帯の全ての子ども

②第3子以降（2号認定については、小学校就学前から数える。）

※ただし、年収 470 万円未満相当（市民税所得割課税額 97,000 円未満）世帯については、年齢制限を撤廃し、最年長の子どもから数えます。年収は推定のため、世帯の状況により異なります。

副食費免除対象者確認表

階層		区 分		1 号認定			2 号認定							
1号認定	2号認定			第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降					
A	A	生活保護世帯		免除			免除							
B	B	市民税非課税世帯												
	C		非課税											
C			48,600 円未満											
D 1	D 1	市民税所得割課税額		77,101 円未満	免除 (概ね 18 歳までの範囲で子の数を数える)			免除 (概ね 18 歳までの範囲で子の数を数える)						
				97,000 円未満										
				169,000 円未満							実費負担 (施設ごとに異なります)	免除 (小学校 3 年生 までの範囲で子の数を数える)	実費負担 (施設ごとに異なります)	免除 (小学校 就学前 までの範囲で子の数を数える)
				301,000 円未満										
				397,000 円未満										
	397,000 円以上													
D 2	D 2													
D 3	D 3													
D 4	D 4													
D 5	D 5													